第十八条第二項中「異議申立人又は」を削り、「前項の」を「審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「決定又は」を削り、「異議申立て又は」を「当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合　八十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　六十日

第二十条を削る。

第十九条の二中「市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十三条第二項の規定による委任に基づいてした」を「手当の支給に関する」に改め、第三章中同条を第二十条とする。

第百五十条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十九条の見出し中「決定又は」を削り、同条第一項中「異議申立て、」及び「又は再審査請求」を削り、「あつたときは、六十日以内」を「されたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

一　行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合　八十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　六十日

第二十九条第二項中「異議申立人、」及び「又は再審査請求人」を削り、「前項の」を「審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「決定又は」を削り、「異議申立て、審査請求又は再審査請求」を「当該審査請求」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合　八十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　六十日

3　第一項（各号を除く。）及び前項（各号を除く。）の規定は、次条第二項に規定する再審査請求について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「六十日以内」と、前項中「補正した日。第一号において同じ。」とあるのは「補正した日」と読み替えるものとする。

第三十条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条中「指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした」を「手当の支給に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三十二条　削除

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第百五十一条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「前二項に」を「第一項に」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第百五十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、異議申立書」を削り、同項第一号の三中「、異議申立て」を削る。

第十三条の二中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の八第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の九第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により登録を取り消された者は、当該処分に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第一項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第百五十三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　行政手続法との関係（第三十六条の二）　第五章　不服申立て及び訴訟（第三十七条・第三十八条）」を「第五章　行政手続法との関係（第三十七条・第三十八条）」に改める。

第五章の章名を削る。

第三十七条を削り、第三十六条の二を第三十七条とする。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

第四章の二を第五章とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百五十四条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第三十六条の二から第三十八条まで」を「第三十七条」に改める。

（柔道整復師法の一部改正）

第百五十五条　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の十六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。